

地域分権の推進に 関する条例

平成 26 年 10 月 1 日からスタートしています



あんばい
ええまち
かわにし

■ 条例制定の背景は？

川西市では、昭和 50 年代から、概ね小学校区単位でコミュニティ組織による活発な地域づくり活動が展開されてきました。しかし、地域では高齢化やライフスタイルの変化から活動の担い手が減り、また、行政もヒト、モノ、カネといった経営資源が縮小するという現状となっています。

地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等への取組みが今後ますます必要になってくることが予測される中、地域力を強化することなしに本市の持続的な発展は望めません。

そこで、各地域で活発に活動されているコミュニティ組織を基盤に、地域活動の活性化を図るための仕組みとして地域分権制度をつくろうと、平成 23 年度から検討してきました。

そして、平成 25 年 11 月には制度の基本的な考え方をまとめた「地域分権推進基本方針」を策定し、それを受け、平成 26 年 6 月に「地域分権の推進に関する条例」として制定しました。

■ 条例にはどんなことが書かれているのでしょうか？

1 市民、自治会、コミュニティ組織などの役割や市の責務を明文化

市民、自治会、コミュニティ組織などの役割や市の責務について、主なものは次のとおりです。

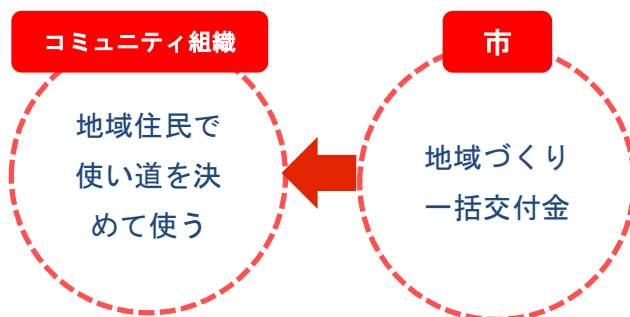
各主体の役割	市民	・自治会活動等の地域活動に主体的に参加するよう努める。
	自治会	・より良い地域づくりを目的に地域活動に取り組むよう努める。 ・地域住民に対し、自治会への加入、地域活動への参加などを呼びかけるよう努める。
	マンション居住者、管理組合	・自治会の形成、地域の自治会活動等に主体的に参加するよう努める。 ・コミュニティ組織の構成団体として参画するなど、より良い地域づくり活動に取り組むよう努める。
	コミュニティ組織	・地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努める。 ・地域住民の自治会活動等への参加促進や自治会活動の活性化の推進に努める。
	住宅業者	・住宅の建築等にあたり、自治会加入などについて入居予定者に説明するよう努める。
市の責務	・自治会加入促進への支援 ・自治会及びコミュニティ組織の活性化支援 ・自治会やコミュニティ組織の組織化支援	

2 コミュニティ組織の設置や事業は？

本市では、昭和50年代から各地域でコミュニティ組織が設置されてきましたが、地域づくりの基盤となる組織としての位置づけを明確にするため、コミュニティ組織の設置及び区域、構成員、事業、活動の制限について条例で決めました。主なものは、次のとおりです。

区 域	小学校区とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域で設置できる。
構成員	地域内に住所を有する全ての者（住民）が基本。ただし、コミュニティ組織が認める場合は、事業者、通勤・通学者等も含むことができる。
事 業	地域課題を解決し、住み良いまちづくりを進めるための事業（文化、体育、環境、福祉、防犯、防災、健康増進、青少年の健全育成ほか）

3 「地域づくり一括交付金」という新たな仕組み



現在、コミュニティ組織などの地域活動団体へ交付している各種補助金は、使い道が限定されていますが、「地域づくり一括交付金」は、地域の特性（課題や資源など）に応じ、地域住民の皆さんの話し合いの下、柔軟な使い方ができます。

一括交付金の仕組み

- ・コミュニティ組織に対して交付します。
- ・交付を受けるときは、市長へ申請し、承認を受けます。
- ・承認されるには、交付要件を満たす必要があります。

一括交付金の交付要件

- ・区域の主要な団体が、コミュニティ組織の運営に参画していること。
- ・住民などの構成員で組織されていること。
- ・民主的に運営するために必要な事項などが規約に定められていること。
- ・地域別計画を策定していること。

※地域別計画とは、地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめたものです。

「川西市地域分権の推進に関する条例」策定過程

- 平成23年度施政方針において、地域分権制度を導入する旨、表明
- 平成23年7月～平成24年2月 地域別懇談会の開催（14地域×3回）
- 平成24年9月15日 かわにし夢・未来フォーラムの開催
- 平成24年10月～平成25年2月 地域夢・未来カフェの開催（14地域×3回）
- 平成25年3月24日 かわにし夢・未来フォーラム（全体発表会）の開催
- 平成25年1月～6月 参画と協働のまちづくり推進会議における地域分権制度の審議、答申
- 平成25年6月 地域分権推進基本方針（案）の策定
- 平成25年7月24日 議員協議会＜地域分権推進基本方針（案）について＞
- 平成25年7月～8月 14地域で地域分権推進基本方針（案）説明会の開催
- 平成25年10月15日 議員協議会＜地域分権推進基本方針について＞
- 平成25年11月 地域分権推進基本方針の策定
- 平成26年2月13日 議員協議会＜地域分権の推進に関する条例（案）要綱について＞
- 平成26年3月1日～31日 条例（案）要綱に対する意見提出手続（パブリックコメント）の実施
- 平成26年6月 議案上程「川西市地域分権の推進に関する条例の制定について」
- 平成26年6月24日 条例修正可決
- 平成26年10月1日 条例施行

■ 今後のスケジュールは？

地域分権制度は、平成27年度からスタートしますが、地域によって取り組み方や進め方が違ってくると思われます。市は、各地域の状況に応じたサポートを行い、地域活動の活性化に取り組んでいきます。皆さんも地域活動に積極的に関わり、力を合わせ、より良い地域をつくっていきましょう！



お問い合わせ先

川西市総合政策部 参画協働室

TEL 072 (740) 1600 FAX 072 (740) 1322

地域夢・未来ブログ <http://chiikiyumemirai.blog.fc2.com/>